

福岡県公報

令和三年四月六日
第百八十九号
増刊
①

再掲

○福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁教職員課) ……………一

○福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務企画課) ……………一

○福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (総務事務厚生課) ……………二

再掲

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会訓令第二号

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県教育委員会

部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程(昭和二十七年八月福岡県教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「会計年度任用職員及び臨時的任用の職員」に改める。

様式第一号中

本 庁

出先機関

「所属名

職 氏

「所属名

職氏名

「職 氏

「職氏名

「職氏名

「職氏名

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

「主治医

名印」を

に、

名印」を

」に改める。

名印」を

」に改める。

印」を

印」を

に改める。

(署名又は記名押印)」

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会公告式規則(昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県教育委員会訓令第三号

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程の一部を改正する訓令

部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程(昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

福岡県教育委員会事務局職員等の宿直勤務及び日直勤務に関する規程(昭和三十一年四月福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「その確認印」を「確認」に改める。
様式一を次のように改める。

(様式一)

Table with columns for dates, times, and names. Includes sub-headers like '宿日直命令' and '宿日直命令'.

様式二を次のように改める。

(様式二)

Table with columns for dates, times, and names. Includes sub-headers like '送り時刻' and '送り時刻'.

様式三を次のように改める。

(様式三)

Table with columns for document types, names, and dates. Includes sub-headers like '取扱文書等の種類及び件数' and '宿日直命令'.

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十四号

本庁

出先機関

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭恵

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県職員被服貸与規程（昭和三十七年二月福岡県訓令第三号）の一部を次のように

改正する。

別記様式中

受領印

を

受領者
印又は署名

に

証
印
(出納員印)

を

出納員押印
又は署名

に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。